

議案第 40 号

伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により伊賀市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。